

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [厚生年金と国民年金](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

厚生年金と国民年金

日本国内に住んでいる20歳から60歳までの国民は、国民年金の被保険者です。国民年金は、老後の生活だけでなく、体に障害が生じた場合や、本人が死亡した後に残された家族の保障もします。

国民年金が未納の場合、年金無支給又は減額される場合があります。経済的な利用により保険料支払いが困難な場合は、保険料の免除、減額、延納制度もあり、この手続きにより払っていない期間があっても年金の減額などの不利益は減少します。現在住んでいる場所の市町役場『国民年金相談窓口』で申請することが必要です。

勤めている場合は、国民年金の上乗せ分（+α）の保険を受取る制度が厚生年金制度です。厚生年金は、①1日または1週間の所定労働時間②1ヶ月の所定労働日数が、正社員の概ね3/4以上のパートタイマー、あるいは、派遣社員など雇用形態に関係なく加入します。これは、会社及び労働者の意志は関係ありません。ただし、従業員5人以下の事業所、契約期間が2ヶ月以下で契約更新の無い場合などは加入できない場合があります。この要件を満たした場合、会社と労働者の意志に関係なく会社は手続きをする義務があります。

厚生年金に一定期間加入すると、①原則として、65歳から支給される『老齢年金』②病気・事故などで障害が残った場合の『障害給付』③死亡した場合、扶養していた妻18歳未満の子など一定範囲の親族に支給される『遺族給付』がある。

厚生年金の保険料は、給与（標準報酬月額及び標準賞与額）の18.182%を会社と労働者が折半して負担します。この保険料は、法改正により変化するのでご注意ください。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.